意見検討結果一覧表

(案名:(仮称)いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画(2024~2028)の素案についての意見募集)

| 番号 | 意見 | 検討結果(県の考え方) | 決定への |
|----|---------------------------------|--------------------------------|--------|
| | 125 7U | 1次は17時7人 (7八。2 1772/77) | 反映状況 |
| 1 | 【若年層への教育啓発について】 | ご意見を踏まえて修正します。 | В |
| | 人権教育とは、自らの権利を知り、自分たちが権利の主体とし | なお、学校においては、学習指導要領等に基づき、子どもたち | (一部反映) |
| | て、人権実現のために行動するための知識を学ことであり、思い | の発達段階に応じた人権教育に取り組んでいるところであり、県 | |
| | やりを育むことが人権教育ではない。人権実現のための知識を見 | では、引き続き関係部署とも連携して取組を進めてまいります。 | |
| | つけるための教育の充実を明記すべきである。 | | |
| 2 | 【民間団体との協力・連携等について】 | 民間の支援団体との意見交換の中で、民間団体が支援する際に | В |
| | 困難な問題を抱える女性への支援に当たって、行政機関と民間 | 行政機関との情報共有や支援の引継ぎなどの連携が重要との意見 | (一部反 |
| | 団体は、双方の特色を尊重し、補完し合いながら対等な立場で協 | があったことから、「岩手県困難な問題を抱える女性支援等連絡協 | 映) |
| | 働してくことが求められる。相談を拾って連携して支援してくだ | 議会」の組織を拡充し、本協議会の場において、女性相談支援セ | |
| | さいというボランティア的なお願いだけを増やすだけでは、民間 | ンターや民間団体が活動を行うにあたっての課題の共有や支援調 | |
| | の支援がやせ細っていくばかりである。よって、施策の中に連携 | 整などに取り組むこととしており、ご意見を踏まえ修正します。 | |
| | の具体を明記すべきである。 | | |
| | 若年女性にスポットをあてた支援ばかりでなく、若年女性以外 | | |
| | のシングル女性や LGBTQ、障がい者、中高年女性に対しての施 | | |
| | 策も充実させるべきと考える。 | | |
| 3 | 【全体】 | 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる、暴力のない社会 | F |
| | 他道府県と比べ、過不足・稚拙の少ない、よくこなれた計画案 | の実現のため、施策の基本方向により取り組んでまいります。 | (その他) |
| | に見えます。良い支援活動になるよう勝手ながら期待しています。 | | |

| 4 | 【事業成果の評価について】 | 「岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会」にお | В |
|---|---------------------------------|-------------------------------|--------|
| | 毎年度の事業成果の評価は市民に公開されるべきと考えます。 | いて、計画の進捗状況の確認を行うこととしており、この確認結 | (一部反映) |
| | 事務事業評価などの公開する計画があればご教示ください。 | 果については公開していきます。 | |
| | 支援活動が多岐にわたることから、事業の評価は事業全体ではな | なお、県では、毎年度実施している事務事業のうち、政策的な | |
| | く個別の活動に対して行い、PDCA の制度を高めるべきと考えま | 事業を対象に事務事業評価を実施しており、その実施状況につい | |
| | す。 | てはホームページで公表しています。 | |
| | | | |
| 5 | 【指標について】 | 困難な問題を抱える女性への支援体制だけではなく、その支援 | D |
| | 実際に何人の自立に繋げるかなど、支援成果そのものについて | そのものが重要であると考えており、ご意見については計画を実 | (参考) |
| | 目標ないし参考指標として掲げられないでしょうか。 | 施していく際の参考にいたします。 | |
| | 支援において、計画や人員確保、研修といった支援体制の整備、 | | |
| | 支援を使いやすくするための周知は重要ですが、それらは支援の | | |
| | 手段であってその達成のみが目的となることに違和感を覚えま | | |
| | す。 | | |
| | 五年という相応の長さを持つ計画ですから、手段のみが整備され | | |
| | て肝心の支援そのものから目が逸れないよう、支援そのものを評 | | |
| | 価指標に入れてはいかがでしょう? | | |
| 6 | 【外国人対応について】 | 外国人、障がい者、高齢者についても適切な支援がなされるよ | F |
| | 外国人対応について、帰国も支援の選択肢としてあり、それを | う配慮していきます。 | (その他) |
| | スムーズに進めると明記されたことは素晴らしいです。無闇に追 | | |
| | い出すのでもなく、合理的なご判断がなされる支援に期待します。 | | |

| 7 | 【支援対象者について】 | 国が策定した困難な問題を抱える女性への支援のための施策に | F |
|----|------------------------------------|---------------------------------|--------|
| | 国の基本方針で「自認女性」とされる方々やその他「性的マイ | 関する基本的な方針において「性自認が女性であるトランスジェ | (その他) |
| | - ノリティ」と呼ばれる方々のうち男性の方について、本計画にお | ンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因す | |
| | ける支援対象であるか、ご教示下さい。 | る人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談 | |
| | | 内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも | |
| | | 連携して、可能な支援を検討することが望ましい。」とされており、 | |
| | | 県としても国の動向を踏まえつつ検討してまいります。 | |
| 8 | 【民間団体連携について】 | 今後も引き続き、県内における被害者支援に関わる民間団体の | D |
| | 団体数を慌てて増やさないとする数値目標を支持します。 | 情報収集及び連携の強化に努めていきます。 | (参考) |
| | 多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として | | |
| | 連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があ | | |
| | ることも考えられるため、県及び 市町村は注意深く、そして広く、 | | |
| | 情報収集に努めることを望みます。 | | |
| | 厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年 | | |
| | 被害女性支援事業に関わる民間団体の適格性に関する通知を遵守 | | |
| | されることを望みます。 | | |
| 9 | 【支援事業全体について】 | 岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会におい | D |
| | 例えば東京都での同法モデル事業(若年被害女性支援)では、住民 | て、計画の進捗状況の確認を行うこととしており、この確認結果 | (参考) |
| | 監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が起き、第 211 | については、公表してまいります。 | |
| | 国会参議院でも質疑が交わされています。このような混乱は支援 | | |
| | 対象者の為になりません。混乱が起きぬよう、情報公開をしっか | | |
| | り行い、透明性の高い活動となることを望みます。 | | |
| 10 | 【孤独・孤立で不安を抱える女性について】 | ご意見のとおり出典名を記載いたします。 | A |
| | 統計データの出典をお知らせ願います。 | | (全部反映) |
| | また、他データとの整合から、出典名を記載する必要はありま | | |
| | せんでしょうか。 | | |

| 11 | 【県連絡協議会について】 | 岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会は、困難 | F |
|----|---------------------------------|--|------------|
| | R5 年度に岩手県で改組設置した支援等連絡会議、支援等連絡 | | (その他) |
| | 協議会は、DV防止法で努力義務とされている「協議会の法定化」 | | (C () (E) |
| | の協議会にあたるものと考えてよいか。また、その場合、困難女 | v,D v b)正iAji O 木v, Z iC 本 ン (imikA C O な o O v, C)。 | |
| | 性支援法の支援調整会議は、また別に設置するのか。 | | |
| | 正人版的マス版制正五版は、またがに既直するマンバ。 | | |
| 12 | 【振興局実施の DV 連絡会議について】 | これまで振興局等で行っていただいているDVの連絡会議と変 | F |
| | 現在、振興局等で行っているDVの連絡会議は、どのような位 | 更点等はございません。 | (その他) |
| | 置づけになるのか。 | | |
| | 今までの連絡会議と変更点等はあるか。 | | |
| 13 | 【振興局の実施事項について】 | 困難女性支援法関係について、相談対応業務など基本的には変 | F |
| | DV防止法及び困難女性支援法の関係で、来年度以降振興局等 | 更ないものと考えておりますが、「女性の福祉、人権の尊重や擁護、 | (その他) |
| | で実施する事項等を、子ども子育て支援室で示していただきたい。 | 男女平等」といった視点が規定されるなど根拠法が変わったこと | |
| | また、振興局等で今年度中に準備を進める等対応しなければな | にご留意いただく必要があると考えています。 | |
| | らないものはあるか。 | DV 防止法関係について、配偶者暴力相談支援センターとして行 | |
| | | っている業務を引き続き実施していただくことと考えておりま | |
| | | す。 | |
| 14 | 【婦人相談員の名称変更について】 | 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されるこ | F |
| | 新法施行にともない、現在、「婦人相談員」として配置している | とに伴い、4月1日から、従来の「婦人相談員」の名称が、「女性 | (その他) |
| | ものを4月1日から「女性相談支援員」とし、設置要綱等の改正 | 相談支援員」の名称に変更されることにご留意いただく必要があ | |
| | をしなければならないかどうか、ご教授願います。 | ります。 | |
| | | | |
| 15 | 【連絡協議会と支援調整会議の違いについて】 | 岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会は、困難 | A |
| | 計画素案 45P に「県では、支援調整会議を設置して関係機関と | 女性支援法第 15 条に基づく支援調整会議となるものであり、ご意 | (全部反映) |
| | …」とあり、これは、市町村が参加する「岩手県困難な問題を抱 | 見のとおり修正します。 | |
| | える女性への支援等連絡協議会」を指すのでしょうか。 | | |
| | | | |

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除す

るものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

| 区 分 | 内 容 |
|----------|-------------------------------|
| A(全部反映) | 意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの |
| B (一部反映) | 意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの |
| C (趣旨同一) | 意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの |
| D (参考) | 計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの |
| E (対応困難) | A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの |
| F(その他) | その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等) |

- 3 意見(類似の意見をまとめたものを含む。)数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。
- 4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。